

大

奈良県公安委員会 告示 第 97 号

道路交通法第 103 条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第 104 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐



1 日 時

令和 8 年 9 月 3 日 午前 8 時 30 分

2 場 所

奈良市登大路町 80 番地

奈良県警察本部 意見の聴取会場